

## 社会福祉法人リブリー 役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人リブリー（以下「法人」という。）の定款第21条の規定のに基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。

### (公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表1 役員等の費用弁償額

日額	2,000円
----	--------